

農地等利用最適化推進施策の 意見書

令和6年7月29日

田原市農業委員会
豊橋市農業委員会
豊川市農業委員会
蒲郡市農業委員会
新城市農業委員会

平素より、農業委員会の活動に対し、各別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

東三河五市農業委員会では、深刻化する農業者の高齢化や後継者不在など営農における諸問題から、豊かな農地を守り、新たな担い手に継承し、さらなる農業の発展に資するために、「担い手への農地利用の集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」など、農地等の利用の最適化の推進に取り組んでいます。

さらに農業委員会では、「地域計画」に関連して、現在、10年後に目指すべき農地利用の姿について、農地一筆ごとに将来の利用者を明確にした「目標地図（素案）」の作成に精力的に取り組んでおり、次代を背負う担い手のために農地中間管理事業などによる農地流動化を促すべく、委員一丸となって活動に力を入れているところです。

一方、農業経営基盤強化促進法等の改正により、「地域計画」策定後に、市が定める農用地利用集積計画は廃止され、県が指定する農地中間管理機構による農用地利用集積等促進計画に一本化されることになりました。

利用集積計画による所有権移転は、東三河五市では毎年100件を超える実績があり、農地等の利用の最適化の促進につながっていることから、集積等促進計画においても農地中間管理事業の果たす役割はますます重要になってまいります。

つきましては、農地等の利用の最適化の推進に関する業務を効率的かつ効果的に実施するため、令和7年度の施策の展開に向けて予算措置及び農業者支援の更なる充実を求め、農業委員会等に関する法律第38条の規定により、本意見書を提出いたします。

令和6年7月29日

愛知県知事 大村秀章 様

田原市農業委員会	会長	山本貢司
豊橋市農業委員会	会長	水野敏久
豊川市農業委員会	会長	山田裕也
蒲郡市農業委員会	会長	小林洋一
新城市農業委員会	会長	河合勝正

◆担い手への農地利用集積・集約化について

農地中間管理機構による農地の集積・集約等の促進について

農業経営基盤強化促進法等の改正により、遅くとも令和7年度当初から、農業経営基盤強化促進基本方針に定めのある都道府県の農地中間管理機構は、特例事業として農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡すなどの事業の実施が求められる。しかし、農用地等の買入れ及び売り渡しについて、近隣他県の同機構では実施済または準備中という状況だが、愛知県は実施未定との見解を示しているところである。

もし、今後とも農用地等の買入れ及び売り渡しを実施しないとなれば、法改正の趣旨にも愛知県が定めた基本方針にも反する状態となる。

このため、県は、自らが農地中間管理機構に指定する公益財団法人愛知県農業振興基金に対し、農業経営基盤の強化の促進のため、農用地利用集積等促進計画による利用権設定のみならず所有権移転も実施するよう必要な措置を速やかに講ぜられたい。